

あさひかわ男女共同参画基本計画

(平成23年度～32年度)

(修正案)



男女共同参画

平成28年(2016年) 月
旭川市

目次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本理念	2
4 計画の期間	2
5 計画の体系	3
6 数値目標	5
第2章 施策の展開	6
目標1 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	6
【基本的方向】	
1 男女共同参画の啓発	7
2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	9
3 男女の人権尊重と平等意識の浸透	11
目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	13
【基本的方向】	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	14
2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	16
3 就労等の場における男女共同参画の促進	18
4 家庭や地域における男女共同参画の促進	21
目標3 生涯を通じた男女の健康支援	23
【基本的方向】	
1 男女の健康の保持・増進	24
2 女性の健康づくりの推進	26
第3章 計画の推進	27
1 計画の推進状況の公表	27
2 旭川市男女共同参画審議会	27
3 推進体制の充実	27
4 男女共同参画推進団体との連携	27
5 国際社会に対応した取組の推進	27
【資料編】	
男女共同参画のあゆみ	29
計画策定の経過	33
旭川市男女共同参画審議会（第4期）委員名簿	34
旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	35
北海道男女平等参画推進条例	40
男女共同参画社会基本法	45
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、国連、国、北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成8年度に「男女共同参画を目指す旭川女性プラン」（平成8～17年度）を策定し、その後、平成15年3月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下、「条例」という。）を制定、平成18年3月に「あさひかわ男女共同参画基本計画2006」（平成18～22年度）（以下、「前計画」という。）を策定して、男女共同参画の各種施策を推進してきました。

この間、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、男女共同参画基本計画の策定を、都道府県には義務付け、市町村には努力義務としました。

本市においては、市と男女共同参画を進める関係団体、市民との連携による各種啓発事業や、子育て支援のための環境整備などで、一定の前進が図られてきました。しかしその一方で、家庭、職場、地域においては依然として従来の固定的な性別役割分担の意識が強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画が十分ではない状況があります。

また、配偶者等からの暴力防止の取組の強化、ワーク・ライフ・バランス¹（仕事と生活の調和）など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

これらの課題の改善を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画が一層前進するよう本計画を定めます。

なお、男女共同参画に係る施策をより効果的に推進するために、新たな数値目標についても設定します。

¹ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であると定義している。（平成19年7月 男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）

2 計画の位置付け

- (1) 条例第15条に規定する男女共同参画基本計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する、市町村の基本計画です。
- (3) 国の男女共同参画基本計画及び北海道男女平等参画基本計画を勘案して策定しています。
- (4) 第7次旭川市総合計画の目標達成のための個別計画です。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、目標2を市町村推進計画と位置付けています。
- (6) 「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」、「旭川市次世代育成支援行動計画」、「旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画」など関連する計画との整合性を図りながら策定しています。

コメント [u1]: 女性活躍推進法に基づく推進計画を一体のものとして策定するため、追記。

3 計画の基本理念（条例第3～9条）

本計画は、条例の以下の七つの基本理念を踏まえています（条文の内容は、本計画資料編を参照）。

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- (5) 教育及び学習における男女共同参画への配慮（第7条）
- (6) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮（第8条）
- (7) 国際社会における取組の配慮（第9条）

4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とし、5年後の中間年で見直しを実施しています。

コメント [u2]: 中間年見直しの実施に伴い追記。

第1章 計画の策定にあたって

6 数値目標

No.	項目	計画策定時数値	現状値	目標値	備考
				最終目標 5年後 (H33.4)	
1	市の附属機関における女性委員の割合	30.9% (平成22年4月1日現在)	33.4% (平成27年4月1日現在)	50.0%	
2	市の附属機関における女性委員割合10%未満の数	7機関 (平成22年4月1日現在)	3機関 (平成27年4月1日現在)	0機関	
3	市の私的諮問機関等における女性委員の割合	33.3% (平成22年4月1日現在)	21.1% (平成27年4月1日現在)	50.0%	
4	市職員の管理職における女性の割合	5.7% (平成22年4月1日現在)	7.7% (平成27年4月1日現在)	15.0%	行政職(企業職)給料表適用者のうち、保育士、消防職及び技能労務職を除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得率	0% (平成21年)	2.6% (平成26年度)	5.0% (H31年度末)	第2次旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画前期計画
	検討中				
7	男女共同参画塾, 出前講座, 研修等受講者数	568人 (平成21年度)	895人 (平成26年度)	1,000人	
8	家族経営協定締結農家数 (女性農業者に関わるもの)	41件 (平成22年3月31日現在)	74件 (平成27年3月31日現在)	81件	
9	女性農業者の起業件数	22件 (平成22年3月31日現在)	25件 (平成27年3月31日現在)	32件	
10	旭川市総合体育館スポーツ教室 女性受講者数	497人 (平成21年度)	509人 (平成26年度)	800人	
11	地域子育て支援センター 利用者数	-	68,360人 (平成27年3月31日現在)	80,000人	
12	留守家庭児童会定員数	1,865人 (平成22年3月31日現在)	2,370人 (平成27年3月31日現在)	2,820人 (H31年度末)	子ども・子育てプラン
13	認可保育所定員数	4,034人 (平成22年3月31日現在)	4,871人 (平成27年3月31日現在)	5,999人 (H31年度末)	"
14	延長保育実施数	19か所 (平成22年3月31日現在)	25か所 (平成27年3月31日現在)	27か所 (H29年度末)	"
15	休日保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成27年3月31日現在)	2か所 (H29年度末)	"
16	一時預かりの実施数	8か所 (平成22年3月31日現在)	11か所 (平成27年3月31日現在)	13か所 (H29年度末)	"
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	2か所 (平成27年3月31日現在)	3か所 (H31年度末)	"

コメント [u1]: 最終目標が5年後の平成33年となったため変更。

コメント [u2]: 男女共同参画推進団体意見 No.2 を踏まえ変更。修正前 40.0%。

コメント [u3]: 男女共同参画推進団体意見 No.2 を踏まえ変更。修正前 40.0%。

コメント [u4]: 地域子育て支援センターについては、平成27年度以降、既存施設について認定こども園への移行を進めることから、設置数ではなく、利用者数に変更。

コメント [u5]: No.11 ほどの広場設置数について、地域子育て支援センター事業へ統合のため削除

コメント [u6]: 学校内に設置される留守家庭児童会のほか、民間事業者による取組による定員増も進めていくため、設置数ではなく、定員数に変更。

第2章 施策の展開

目標1 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

女性も男性もすべての個人が平等で、互いにその人権が尊重され、尊厳を持って生きることができ、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法の施行から15年が経過した現在においても、我が国社会にとって最も重要な課題とされています。

コメント [u7]: 年数の経過に伴い変更

人々の中に長い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習、及び制度などにおける男女の不平等感や、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担の意識は、徐々に変わりつつあるものの依然として根強いものがあり、引き続き市民の意識の啓発を行っていく必要があります(図1参照)。

コメント [u8]: 図1 変更に伴い追加。

また、性別による人権の侵害は、何人も行ってはならない行為であり、特に女性の人権を侵害する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントについては、その被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における問題です。

男女共同参画が社会全体で取り組むべき問題であるとともに、男女共に自らの生活に深く関わる問題であるという意識を広く浸透させることが必要です。

図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

(資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」)

コメント [u9]: 除々に変化はあるものの固定的な性別役割分担意識は以前として根強く残っているという課題を示すため変更。



基本的方向1 男女共同参画の啓発

【現状と課題】

長い歴史の中で培われ、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中に根強く残っている男女の役割に対する固定的な考え方は、時代と共に変わりつつあるものの、女性、男性それぞれが主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮していく上で妨げになっています。

特に、「男性が働き家計を支えなければならない」という固定的な性別役割分担の意識は、男性の長時間労働や過労死などを引き起こすとともに、女性の働く場を狭め男女の賃金の格差にもつながることや、男性の家事育児や地域活動への参画が進んでいない要因ともなっています。

このため、男女が主体的に生きるために多様な選択をしたり、能力を発揮できるよう、社会のあらゆる場における制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識についても男女共同参画の視点から検討し、見直していく必要があります。

また、少子・高齢化、経済の成熟化・国際化、情報通信の高度化など我が国の社会経済情勢の大きな変化の中で、女性と男性が、もっと自由に、互いに尊重し責任についても分かち合いながら、性別にかかわらず能力が発揮できる、人に優しい社会の形成が課題となっています。

したがって、男女共同参画に関する認識を深めたり、その重要性に気づくことは大切であり、男女共同参画を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

さらに、子育てや仕事と家庭の両立など、男女が協力して取り組まなければならない様々な問題の解決のための施策の充実を図ることが課題となっています。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の広報・啓発活動の推進

研修会や講座の開催のほか各種パンフレットやインターネットなど多様な媒体を通じて、職場や学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における慣行のうち、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼び掛けるほか男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。

コメント [u10]: 平成24年でシンポジウムは終了し、平成25年からは研修会として実施しているため。

(2) 男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供

市の施策の企画立案の際の資料とするほか市民や事業者の男女共同参画に関する取組を支援するため、男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・提供の充実を図ります。

(3) 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携

女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であり、きめ細やかで迅速な対応が必要となることから、それらに配慮しながら支援していくために、各相談窓口体制の充実と関係機関や民間団体との連携を図ります。

基本的方向2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

学校、地域で行われる教育や学習は、人間形成において一人一人が自立し、共に生きる社会を目指して、学び、考え、行動する姿勢や心を育む上で重要な役割を果たしています。

学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通し男女共同参画意識の浸透や相互理解を深めることが必要です。

また、我が国では、科学・技術分野への女性の参画が諸外国に比べて少ない現状があるなど、幼い頃からの固定的性別役割分担意識が、進路に影響を与えている可能性があるため、児童生徒の将来を狭めることのないよう、多様な選択肢を示していくことが必要です。

地域においても、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる分野で男女平等の視点に立った学習機会の充実が必要です。

また、高齢者の自立への意欲を社会全体で支援し、就業、趣味、スポーツ、地域活動など多様な形での社会参画が可能となるように取組の充実を図ることが必要です。

このため、生涯にわたるライフステージのそれぞれの場において一人一人が自立し、互いの人権や生き方を尊重し合い、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの考え方や行動を身につけるために、男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが必要です。

インターネット等を利用した新たなサービスが次々と生まれ、メディアが多様化する中、あふれる情報を主体的に選択・活用し、自ら情報を発信できる能力や人間尊重の考え方、プライバシーや個人情報の保護といったモラルやマナーを身に付けることが必要です。

したがって、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女平等の視点に立ち、一人一人多様な個性を認め合う教育の充実が重要です。



コメント [u11]: 図1の変更に伴い削除。

コメント [u12]: 国の基本計画においては、科学技術・学術分野への参画推進の取組を進めており、「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部)においても、取組の一つに、「科学技術イノベーションを支える理工系人材の育成に向け、理工系選択を小学校から意識でき、進学・就職の各段階でも容易となる一貫した支援」を掲げているため追加。

【施策の方向性】

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

学校教育活動全般を通じて、男女の人権が尊重され、一人一人が自立し個性と能力を發揮できるよう、学習内容や学習指導の充実を図ります。

性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

男女がともに家庭生活を築くという観点に立ち、衣食住に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得するための教育の充実を図ります。

メディアを取り巻く現状に対応し、もたらされる情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力（メディア・リテラシー）の育成に継続して努めます。

学校教育に携わる教職員や関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する研修の機会を設け、意識の高揚に努めます。

(2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

男女共同参画に関する研修会や講座の開催等を通じ、男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めていく必要があります。なお、託児を行うなど子育て期の男女が参加しやすい環境づくりに努めます。

親等を対象に、男女共同参画の理念に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を図る必要があります。また、民生児童委員など関連する人たちに対しても男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

女性も男性も生きがいをもって豊かな生活を送れるように、高齢期に向けた学習機会の提供、充実を図り、高齢者の経験や知識を生かした積極的な社会参加の機会の拡充に努めます。

女性や男性が学習や活動をする上で必要な生涯学習、文化活動、スポーツ、国際関係などに関する資料・情報を収集し、広く提供します。

男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために、様々な学習や活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。

地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。

コメント [u13]: 平成24年でシンポジウムは終了し、平成25年からは男女共同参画研修会として実施しているため。

基本的方向3 男女の人権尊重と平等意識の浸透

【現状と課題】

男女は平等であり、それぞれが自立した個人としての尊厳を重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが、性別に起因する暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどを容認しない社会の形成につながるものです。

そのため、国においては、平成13年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成16年には一部改正を行いました。

また、平成20年1月には、さらに同法の一部改正施行により、基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下、「旭川市DV防止基本計画」という。）を、また、その計画期間の満了に伴い、平成26年10月に「第2次旭川市DV防止基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の根絶を目指しています。

平成27年3月に公表された、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると、約5人に1人の男女が「配偶者からの暴力経験あり」と回答していることが報告されており、本市における配偶者等からの暴力相談の件数も、年々増加しています。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な状況におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなります。

これらの問題は、人間としての尊厳を侵害するものであり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であることから、男女の人権尊重と平等意識の浸透を図り、その根絶に向けた努力を続ける必要があります。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府男女共同参画局制定)

コメント [u14]: 第2次旭川市DV防止基本計画策定に伴う修正

コメント [u15]: 最新値への更新

コメント [u16]: DV被害者は、近年男性の被害者も増加しており、第2次DV防止基本計画においても、女性に限定した表現を控えているため、【現状と課題】での表現からは削除する。ただし、圧倒的に女性の被害者が多いことから、施策の方向性(1)「女性に対する暴力根絶についての認識の浸透」については表現を変更しない。

【施策の方向性】

(1) 女性に対する暴力根絶についての認識の浸透

女性に対する暴力を根絶するためには、それが重大な人権侵害であり、犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要であることから、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）などのあらゆる機会において、男女の人権の尊重について啓発活動を行います。

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力、性別による差別的取扱いなどについても、決して許されないものであるとの認識や法律の趣旨、内容について出前講座などを通じ、理解の促進を図ります。

また、若年層では親や先生に相談しない場合が多く、問題が潜在化しているため、若いうちからDV被害者の危険性に対する理解を深めることが重要であり、平成21年10月に策定した第2次旭川市DV防止基本計画に基づき、研修会の実施や広報活動の強化などにより若年層に向けたデートDVの予防啓発を行います。

コメント [u17]: 第2次旭川市DV防止基本計画策定に伴う修正。

なお、啓発に当たっては、配偶者等からの暴力やストーカー行為、性暴力などは、被害者が関係機関に相談することについて大きな抵抗感を持つことが多く、二次被害をもたらすなどの点について留意するとともに、特に、相談に当たる関係職員については、女性の人権に配慮した対応ができるよう、研修等の充実を図ります。

(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援

第2次旭川市DV防止基本計画に基づき、関係機関や相談窓口間の連携を強化するとともに、「配偶者暴力相談支援センター」（平成22年4月設置）の機能を活用し、相談や安全確保、自立に向けた支援など、被害者や同伴する子に総合的な支援を行うように努めます。

また、配偶者等からの暴力に関する民間団体等の活動を支援することにより、被害者の支援の充実を図ります。

コメント [u18]: 第2次旭川市DV防止基本計画策定に伴う修正。

(3) メディア等における男女の人権への配慮

男女共同参画の視点から、市の発行する広報・出版物が守るべき、性の商品化や女性蔑視及び固定的性別役割分担意識に基づく表現の是正を含めたガイドライン（運用指針）により、職員の理解促進を図ります。

人権の尊重及び男女共同参画の理念に配慮した放送・出版等への理解を深めるため、メディア等に対し、積極的な情報提供を行います。

第2章 施策の展開—目標2

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成するためには、あらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、共に責任を担いながら多様な意見を反映させることが重要です。

我が国の人間開発指数（HDI）²は、187か国中17位（国連開発計画「人間開発報告書2014」）であるのに比べて、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたジェンダー・ギャップ指数（GGGI）³が、145か国中101位（世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2015」）と極めて不十分な状況です（14頁表1参照）。

コメント [u19]: 最新値への更新。

男女共同参画社会基本法においては、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）⁴が含まれています。本市も条例第21条で審議会等の附属機関委員の男女比率に配慮するものとしており、女性の割合が平成13年26.0%から平成17年32.0%に上昇しました。その後、平成20年29.0%に一旦低下し、平成22年30.9%となり、近年は33%前後で推移しています（図2参照）が、今後とも全庁的な取組を継続していく必要があります。

コメント [u20]: 国連開発計画（UNDP）は2010年から男女格差を表す指標をジェンダー・エンパワメント指数（GEM）からジェンダー不平等指数（GII）に変更したが、GIIは先進国が優位となる傾向があり、日本国内の現状を示すには、ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）が適当であるため、指標を変更する。

コメント [u21]: 最新値への更新。

そして、現在、さらなる指導的地位への女性の参画促進に向けて、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。

コメント [u22]: 女性活躍推進法の成立に伴う追加。

ライフスタイルの変化などに伴い、男女が共に家族としての責任を担うとともに、社会がこれを支援できるような、多様性に対応できる体制の充実が求められています。

近年、農業分野において女性の経営参画が進んできていますが、農業が基幹産業である本市において、女性はその貢献に見合う評価を受け、家庭、仕事、地域において、対等なパートナーとして位置付けられ、男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりは、一層必要とされています。

こうしたことから、女性の登用促進や人材育成を行うとともに、就労の場や地域で女性が能力を発揮できる環境を整え、家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。

²人間開発指数（HDI）：「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の三つの側面を測定した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（識字率及び就学率）、調整済み1人当たり国内総生産を用いて算出している。

³ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）：経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから各国内の男女間の格差を測る指数。具体的には、経済分野：労働人口、所得、管理職、専門職の男女比、教育分野：識字率、初中高等教育への進学率の男女比、政治分野：議会議員、大臣職の人数の男女比、保健分野：出生時、平均寿命の男女比を用いて算出している。

コメント [u23]: 指標変更に伴う修正。

⁴積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

基本的方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画の実現のためには、女性が男性と共に、個性と能力を發揮し、政治や経済をはじめあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策・方針決定の場に共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要となっています。

国は、平成15年6月、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を掲げ、取組を進めてきましたが、社会全体で共有されるまでにはいたっていません。しかしながら、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、改めてこの目標を重要と捉え、目標達成に向けて取組を加速させています。

本市においても、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性自らも意欲を持って政治的、経済的、社会的な力をつけることに努めるとともに、そのための教育や学習の環境を充実していくことが重要です。

また、男女共同参画の視点から、様々な施策の立案、市民サービスを実施する必要があり、市職員における女性の職域拡大・登用促進を着実に進めていくことが必要です。

表1 人間開発指数(HDI)、ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)の国際比較

(HDIは、国連開発計画「人間開発報告書2014」、GGGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2015」より作成)

人間開発指数(HDI)			ジェンダーギャップ指数(GGGI)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGGI値
1	ノルウェー	0.944	1	アイスランド	0.881
2	オーストラリア	0.933	2	ノルウェー	0.845
3	スイス	0.917	3	フィンランド	0.837
4	オランダ	0.915	4	スウェーデン	0.817
5	アメリカ合衆国	0.914	5	アイルランド	0.803
6	ドイツ	0.911	6	ルワンダ	0.789
7	ニュージーランド	0.910	7	フィリピン	0.785
8	カナダ	0.902	8	スイス	0.785
9	シンガポール	0.901	9	スロベニア	0.781
10	デンマーク	0.900	10	ニュージーランド	0.781
11	アイルランド	0.899	11	ドイツ	0.780
12	スウェーデン	0.898	12	ニカラグア	0.778
13	アイスランド	0.895	13	オランダ	0.777
14	イギリス	0.892	14	デンマーク	0.773
15	香港	0.891	15	フランス	0.769
15	韓国	0.891	16	ナミビア	0.759
17	日本	0.890	17	南アフリカ	0.757
18	リヒテンシュタイン	0.889	18	イギリス	0.753
19	イスラエル	0.888	19	ベルギー	0.746
20	フランス	0.884	20	ラトビア	0.746
26	イタリア	0.872	28	アメリカ	0.738
57	ロシア	0.778	30	カナダ	0.733
91	中国	0.719	41	イタリア	0.744
135	インド	0.586	101	日本	0.741
187	ニジェール	0.337	145	イエメン	0.741

コメント[u24]: 「2020年までに30%」という目標が決定したのは、H25.6.20開催の男女共同参画本部においてであるため修正。

コメント[u25]: 国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(素案)」において、「目標が未だ社会全体に共有されていない現状があり、現在の機運の高まりをチャンスと捉え、女性参画拡大の動きを更に加速していく必要がある」としているため。

コメント[u26]: 最新値への更新及び指標変更に伴う図の変更。

【施策の方向性】

(1) 市の附属機関等への女性の参画の促進

政策や方針決定に女性の意見を反映させるため、市が設置する附属機関⁵、私的諮問機関⁶等において女性の参画の促進に努め、女性委員割合の数値目標を50%と設定し、目標達成に向けて段階的に取り組みます。

その中で、女性委員の割合が特に低い10%未満の機関がなくなるように、積極的な改善を図ります。

コメント [u27]: 目標値の変更に伴う修正。

(2) 市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実

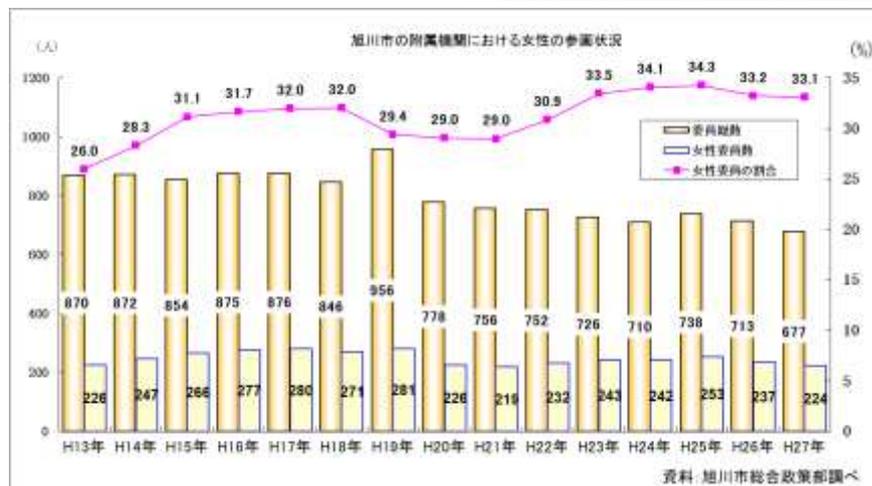
女性職員の登用促進に当たっては、長期的な視野に立った人材の育成と職域の拡大を図るとともに、男女が対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりや職員研修の充実に努めます。

なお、市職員の管理職における女性の割合については、行政職の管理職に占める女性の割合を、現状値の7.7%（平成27年4月1日現在）から、5年後には15.0%の数値目標を設定し、達成に向けて段階的に取り組みます。

コメント [u28]: 最新値への更新

図2 市の附属機関における女性の参画状況（平成27年4月1日現在）

コメント [u29]: 最新値への更新。



⁵ 附属機関：地方自治法第138条に基づき、調停、審査、諮問又は調査を行うために設置する法律又は条例に基づく合議制の機関をいう。

⁶ 私的諮問機関：事業の実施等に当たり市民の意見やニーズの把握を目的とし、会議において出された意見を特定の行政目的を達成する際の参考とするため、要綱等に基づいて運用する懇談会等をいう。

基本的方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

【現状と課題】

少子化の急速な進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えています。また、子どもを産み育てたいと願う人々が多いにもかかわらず、希望が実現しにくい状況がみられます（図3参照）。

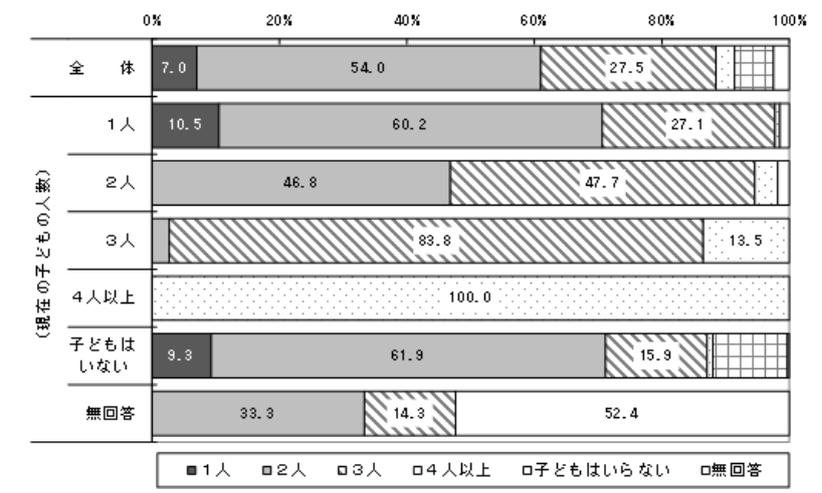
男女共同参画社会の実現のためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。一人一人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とすることが求められています。

このため、国は育児・介護休業法を改正し、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている労働者の短時間勤務の導入など、仕事と家庭の両立支援に努めています。本市においても、子育て支援の各施策を一層充実させ、男女が共に協力して仕事、家事育児を担うことができるよう、仕事と家庭生活の両立支援を進めていかなければなりません。また、ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備を図っていくことも必要です。

長引く不況に加えて、まだまだ男性の育児参加に対する職場等の理解が低いことから、男性の家事・育児への参画を進めるためにも、長時間労働の削減など現在の働き方改革に向けた取組などにより、男性の育児休業の取得率の向上を目指すほか、企業における短時間正社員の導入など公正な処遇が図られた多様な働き方や、育児・介護のための短時間勤務制度の導入など、仕事と家庭を両立できる就業形態も求められています。

図3 子どもの有無及び人数、理想の子ども人数

（資料：平成27年度結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査）



コメント [u30]: 平成27年6月に実施した「結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査」の結果から、現在の子どもの数と理想の子どもの数の違いから、希望が実現しにくい状況を示す。

コメント [u31]: 国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方（素案）」において、施策の基本的方向で「長時間労働の削減などの働き方改革」が掲げられているため追加。

コメント [u32]: 平成27年6月に実施した「結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査」の結果から、現在の子どもの数と理想の子どもの数の違いから、希望が実現しにくい状況を示すため図を変更。

【施策の方向性】

(1) 子育て支援体制の充実

男女が子育てと仕事を両立できるよう地域、企業、行政をはじめ社会全体の子育て支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。

様々な就業形態に対応した、延長保育、夜間保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの整備・拡充を図るとともに、良好な保育環境の整備に努めます。

また、仕事と生活の調和の実現に向け、より一層の取組を進める必要があることから、育児休業制度についての理解の促進を図るとともに、バックアップ体制や職場復帰支援プログラムの先進的な事例紹介など、男女とも育児休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境づくりに努めます。

特に低い水準にとどまっている、男性の育児休業取得率の向上については、まず本市の職員から積極的な取得を目指し、管理職をはじめとする職場研修を実施し、職場において気兼ねなく安心して育児休業を取得できるような環境づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の生活の安定と向上に努め、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。

経済的基盤の弱いひとり親家庭の健康保持のため、医療費の助成を行います。

ひとり親家庭が相談することができる体制を整備します。

基本的方向3 就労等の場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法により、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における性別による差別が禁止され、制度的には男女の性別による差別の解消が図られてきましたが、現実には、雇用や賃金などの面での女性に対する厳しい状況や、男女ともに雇用環境が平等でない実態も見受けられます。また、女性の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントは、深刻な問題です。

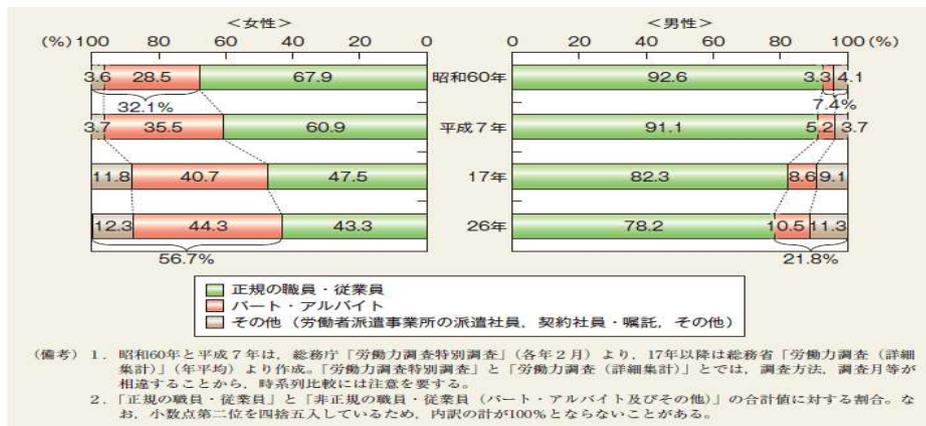
女性の就業人口も年々増加していますが、長時間労働等の慣行が、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、女性の仕事と生活の両立を難しくしているという課題があります。女性の管理職に占める割合は依然として少なく、雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低い状況にあります(図4参照)。また、就業状況を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字型の曲線(図5参照)になり、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いという特色を示しています。

一方で、少子高齢化やグローバル化に対応するためには、企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)を確保することが不可欠であり、本市の持続可能な発展や企業の活性化という点からも女性の活躍推進が求められている状況にあります。

今後、女性の就労の場への参画と男性の家庭生活への参画を推進するためには、就労の場における男女共同参画を促進し、男女が働きやすい環境づくりのための社会的な条件整備を進める必要があります。

さらに、近年、就業形態が多様化する中で、パートタイム労働者や派遣労働者等非正規雇用が増加していますが、これらの労働者に占める女性の割合は圧倒的に多く、正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、職務や能力などに応じた適性な労働条件が確保されることが求められています。

図4 雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(資料:内閣府「平成27年版男女共同参画白書」)



コメント [u33]: 社会情勢及び、国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(素案)」において、施策の基本的方向「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」の具体的な取組の一つに「女性に対する各種ハラスメントの防止」が掲げられているため追記。

コメント [u34]: 就労の現場においては男性中心の労働慣行が問題となっており、国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(素案)」においてもその改革が掲げられているため追記。

コメント [u35]: 女性活躍推進法に基づく推進計画への対応として追記。

コメント [u36]: 就労の場への女性の参画だけでなく、家庭への男性の参画も併せて進める必要があるため追記。

コメント [u37]: 平成27年版内閣府男女共同参画白書でグラフが変更になっているため。

【施策の方向性】

(1) 就労における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女共同参画についての正しい認識がなされ、女性に対して正当な能力評価と登用を促進するとともに、男女労働者間の格差を解消するためには積極的改善措置が不可欠であり、事業主に対する取組事例についての情報提供や啓発に努めます。

関係機関と連携しながら「男女雇用機会均等法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」など、関係法令の内容の理解促進を図り、男女が安心して働き続けやすい職場環境づくりに努めます。

「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体の「事業主行動計画」策定・公表などの取組を支援・促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。

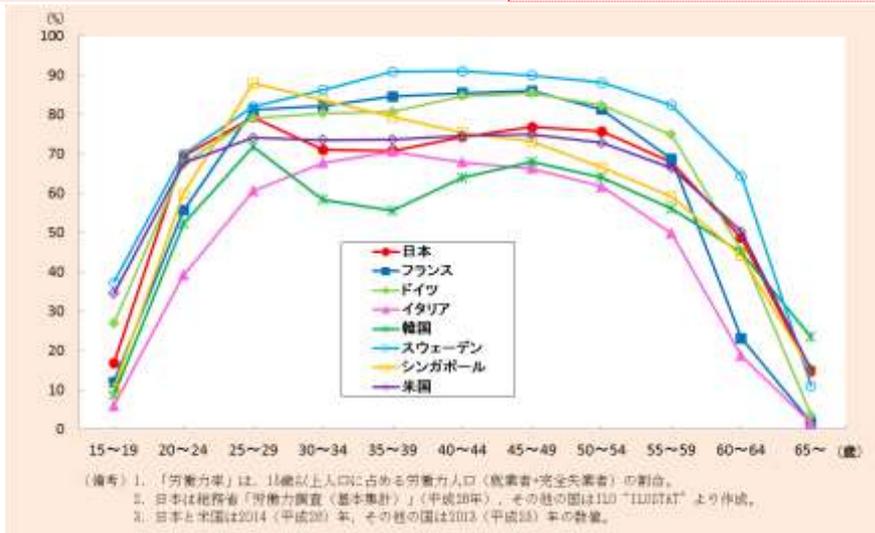
中小企業における労働環境の整備について、制度融資により育児・介護休業制度導入や職場環境の改善など、女性が継続就業しやすい職場づくりの促進を図ります。

本市の入札・契約制度において、企業における男女共同参画や子育て支援等の取組促進を図るため、男女共同参画等を推進する企業を社会貢献企業として登録し、優遇措置を行います。

セクシュアル・ハラスメント防止を推進するため、相談体制の充実を図ります。また、庁内においても研修を充実するなど、職員に対する意識の啓発を行います。

図5 女性の年齢階級別労働力率の推移（国際比較）

（資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」より作成）



コメント [u38]: 女性活躍推進法に基づく企業への理解促進を図ることを目的として追加。

コメント [u39]: 地方自治体が行う、抽象記号や会社創設を目指す人への融資

コメント [u40]: 制度融資のメニューである労働環境整備資金についてより詳細な表現に変更。

コメント [u41]: 最新値への更新。

(2) 農業・商工自営業等従業者の労働環境の整備

農業や商工自営業等に従事する女性は生産や経営において重要な役割を担っていることから、労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上と、経営能力・技術の向上を図り、経営への参画を促進するため、関係諸団体等に対して啓発に努めます。

市や関係機関が連携しながら、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定⁷の普及啓発などを進め、女性の経営参画や社会参画の促進を図ります。

(3) 就労機会等の拡大

女性の就労や再就職を促進するため、相談体制や情報提供の充実、職業能力の開発などの就業支援を推進します。

女性による新規創業を促進するため、制度融資に優遇策を設けるなどの新規創業支援を推進します。

コメント [u42]: H27年度より実施している新規創業支援について追記。

新たな就業形態であるテレワーク⁸（在宅勤務等）など、情報通信機器の利活用による就業機会の拡大に向け、情報提供を行います。

男女がパートナーとして対等に仕事をするために、職場における研修等の能力開発が男女平等に保障されるよう働き掛けに努めます。

⁷家族経営協定：家族農業経営において、女性、後継者等農業に従事する世帯員の個人の地位及び役割を明確化し、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置付けるための当事者間の話し合いによる取決め。内容は、営農計画の作成、収益の分配、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等様々なものがある。

⁸テレワーク：情報通信手段を週8時間以上活用する、時間や場所に制約されない働き方をいう。

基本的方向4 家庭や地域における男女共同参画の促進

【現状と課題】

家庭や地域の日常生活においては、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っています。

地域活動は、地域づくりに重要な役割を果たすとともに、活動に参加する個人にとっても、より充実した生活を実現することにつながります。

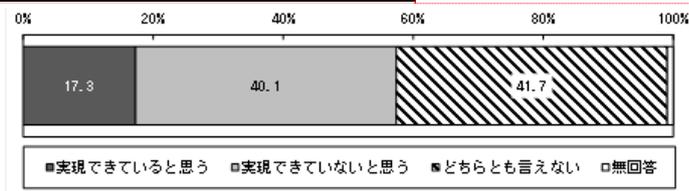
P T A、自治会、青年団体、その他各種地域活動団体の実質的な活動は、女性が担っているにもかかわらず、リーダーは男性という状況が多く見られることから、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりが重要です。

また、地域活動に男女が共に参画し、豊かな地域社会づくりを進めるためにも、男女のライフスタイルに関する意識調査に見られる実態（図6-1、6-2参照）を改善し、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めることが望まれます。

そのため、地域における固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画の意識を醸成するとともに、男女が共に生き生きと暮らす魅力的な地域づくりを行う必要があります。

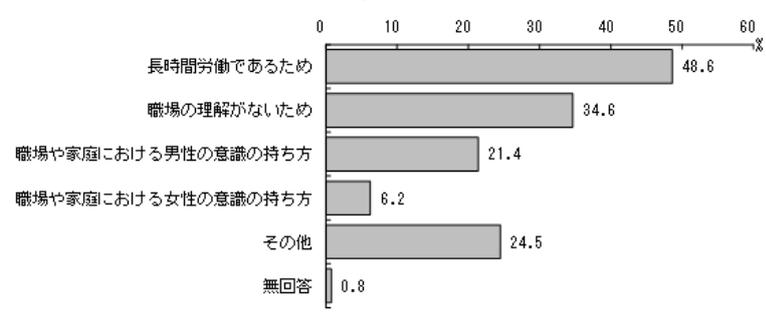
コメント [u43]: 図の変更に伴う修正。

図6-1 ワーク・ライフバランスの実現状況



コメント [u44]: 平成27年6月に実施した「結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査」の結果から、職業生活と家庭生活が実現できていないと考えている人が多い現状を示す。

図6-2 ワーク・ライフ・バランスが実現できていない理由



(資料：平成27年度結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査)

【施策の方向性】

(1) 家庭や地域における活動等の促進

生活に密着した地域活動に、男女がともに参画することの必要性・重要性や女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりについて啓発するとともに、男女共同参画推進団体の育成及び活動の内容の発信に対しての支援や、団体間におけるネットワークの構築に努めます。

自主的な活動の中心となる女性リーダーの養成を図り、また、男女共同参画関係団体等のさまざまな組織における女性の登用促進のための啓発に努めます。

地域活動の活性化のために、「ときわ市民ホール」等の活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。

(2) 介護の場面における固定的役割分担意識の解消

現在、家庭内における介護の場合の主な介護者は女性の割合が高く、介護の負担が現実には女性の側に偏っている状況にあります。

このため、介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め、男女双方の役割であることを啓発し、男女が共に介護を担う社会づくりに努めます。

目標3 生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画社会の実現のためには、女性が社会のあらゆる分野に参画し、男性と共に責任を果たすため、様々な分野において、女性の政治的、経済的、社会的な力を強めていくことが大切であり、そのための環境づくりをより一層進める必要があります。

女性も男性も、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、男女が対等な関係の下に相手の自己決定を尊重し生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

特に、女性は妊娠や出産など、男性とは異なったライフサイクルもあります。女性がその健康状態に応じて的確に自己決定ができるよう、各ライフステージに応じた課題に対応する体制の整備など、生涯を通じた女性の健康の保持増進が大切です。

男女が、その健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、各ライフステージに対応した自己実現のための環境づくりや健康の維持・増進が重要となります。

また、10代及び20代前半といった若い女性の人工妊娠中絶実施率が高くなってきていることや、近年、低年齢層の性感染症や喫煙、飲酒、薬物使用なども社会問題化しており、これらは自分自身の健康を損なうばかりか、時には次世代への影響も懸念されています。さらに、これらの発生原因となった大人社会にも強く警鐘を打ち鳴らさなければなりません。

基本的方向1 男女の健康の保持・増進

【現状と課題】

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口／開発会議において、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）⁹」に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められました。

また、高齢社会を迎え、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。生涯を通じ生きがいをもって豊かな生活を送るためには、どちらか片方に負担がかかることのないように「自分の健康は自分で守る」という意識・姿勢を持つことが必要です。

女性の生涯を通じた健康の保持・増進のため、女性自ら、妊娠・出産などについて主体的に選択し、自己の健康を管理することが大切です。

健康づくりや疾病予防、介護予防への取組を通じて、健康寿命を長く保つための支援も重要になっています。

特に男性に対しては、女性の妊娠、出産など男性とは異なったライフサイクルへの理解を求める必要があります。

そこで、女性と男性が生涯を通じ、自分の体についての正しい知識を有し、自らの健康の維持・管理を行うため、各種検診や相談体制の充実など総合的な取組が求められています。

⁹リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」。妊娠、出産、中絶などに関する女性の健康を重視し、さらに生む生まないの自己決定権のほか、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きることをいう。1994年国連の国際人口開発会議で提唱された。

【施策の方向性】

(1) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進

男女それぞれが健康の大切さを認識し、自身の健康に関心をもって自己管理や性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発や情報提供を行うとともに、心身の健康に関する相談・指導の充実を図ります。

生活習慣病予防のための各種検診を行うなど健康を守るための施策の充実やスポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。

生涯の各ライフステージに応じた、心と身体の健康づくりの支援に努めます。

(2) 保健・医療体制の充実

市内の医療機関との連携により、地域の医療水準の向上に努め、市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

女性の医師・医療技術者の確保や女性専門外来の充実など、女性も受診しやすい医療体制づくりを進めます。

基本的方向2 女性の健康づくりの推進

【現状と課題】

女性にとっては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各ステージに対応した適切な健康の確保が重要ですが、逆にこれらの女性としての特性が、女性の社会参画に対する阻害要因の一つとされてきました。

出産は個人的な問題であると同時に社会全体の問題でもあることから、妊娠中から育児期における母子の健康保持のため、健康診査や相談を行うとともに、安心して子どもを産み、育てることのできる社会環境の整備が求められています。

さらに、核家族化や都市化の進行によって地域での人間関係の希薄化から、育児不安や悩みを抱える女性が増えています。

このため、妊娠中から育児に関する講座や指導の実施などの母子保健施策の充実が望まれています。

【施策の方向性】

(1) 妊娠・出産期における女性の健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、健康診査・保健指導等による女性の健康支援や周産期養育者支援のための保健・医療体制の連携、整備を推進します。

不妊に悩む男女が正しく適切な情報をもとに、その対応について自己決定ができるよう、相談・情報提供の充実を図ります。